

## 仕様書

### 1 件名

墨田区学校徴収金システムの使用（単価契約）

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※ 各年度に本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と単年度ごとに随意契約を締結する。これを行わない場合は、区からの通知によるものとし、受託者の同意を要しないこととする。

### 3 業務内容

提供事業者が運用するシステムを活用して、保護者からの集金、教材事業者等への支払い、未納者への通知等、学校徴収金にかかる事務を行う。

#### (1) システム仕様

##### ア 徴収方法

保護者からの教材費などの徴収は、口座振替を基本とするが、クレジットカードや電子マネー、QRコード等のキャッシュレス決済も可能とする。また、口座振替の場合は、複数の金融機関の利用ができるようにすること。また未納者への督促を行うこと。

##### イ 精算方法

保護者からの徴収金のうち教材等の購入費は、学校を通さずに教材事業者等に支払い、精算を完了させることができる機能を備えること。また、部活動の部費など、学校で必要な費用については、学校が指定する銀行口座へ入金できる機能を備えること。

##### ウ 会計報告

保護者用のWEBサイト等により、徴収金の内訳等の確認ができるようにすること。また、ログイン用のアプリ(Android/Apple)を備えること。

##### エ 管理用システム

学校職員用の管理用システム等により、学校職員が徴収状況や教材の種類、数量、金額等の確認ができる手段を備えること。

##### オ セキュリティの確保

サーバーやネットワークの構成、アプリケーションの設定およびデータ保護対策を含む、包括的なセキュリティ対策を実施すること。

また、提供事業者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定する「プライバシーマーク」、または「情報セキュリティマネジメントシステム（I

SMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。

(2) システムの使用の対象となる想定児童生徒数

約5,500人(小学校25校 中学校10校 計35校)

※ 学年を限定して段階的に導入するため、7校の全学年、および25校の1年生を対象とする。

(3) システムを使用する者への支援の体制

システムの利用等に係る、学校および保護者、教材事業者等からの問い合わせについて、システムの提供事業者が設けるヘルプデスク等で隨時に対応すること。

#### 4 履行場所

(1) 墨田区立小・中学校

(2) その他に本区が指定する場所

#### 5 支払方法

履行検査確認後、請求に基づき支払う。

#### 6 特記事項

仕様書の定めのない事由が発生した場合は、区と協議の上決定すること。

#### 7 担当者及び連絡先

教育委員会事務局庶務課庶務・教職員担当

黒須・小林